

入札公告

次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年4月10日

越前市長 山田 賢一

1 入札に付する業務

- (1) 業務名 令和6年度端末機器賃貸借業務・令和6年度教職員端末賃貸借業務（合併入札）
- (2) 業務箇所 越前市役所（1か所）・教育振興課指定場所（1か所）
- (3) 業務内容 越前市で使用する情報端末機器の保守期限満了にともなう更新
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和11年9月30日まで

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度越前市物品購入等競争入札参加資格名簿に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 福井県又は越前市において指名停止又は指名除外期間中でない者。
- (5) 福井県内に主たる営業所、又は従たる営業所を有し、当該業務を的確円滑に実施できる体制が確保できる者。

3 入札参加資格の確認申請

(1) 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第2号）

(2) 申請書等の配布方法

越前市ホームページ【入札情報】にて配布する。

(3) 申請書等の受付

申請書等は持参又は郵送により提出するものとする。

ア 受付期間

令和6年4月11日（木）から令和6年4月24日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の8時30分から17時まで（郵送の場合は必着）

イ 受付場所

越前市 総合政策部 デジタル政策課

〒915-8530 越前市府中一丁目13-7 越前市役所 3階

電話 0778-22-3061

ウ 提出部数

2部

4 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格確認通知書

令和6年4月30日（火）付けで通知するものとする。

(2) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、市に対してその理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、令和6年5月9日（火）17時までに書面を持参又は郵送により提出するものとする。

ウ イの書面の提出先は越前市総合政策部デジタル政策課とする。

エ イの書面の提出があった場合は、市は令和6年5月16日（木）までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 設計図書等の閲覧

設計書、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供するものとする。

(1) 閲覧期間

令和6年4月10日（水）から令和6年5月13日（月）10時まで

(2) 閲覧場所

越前市ホームページ【入札情報】に掲載

6 質問書の受付

入札参加資格及び設計図書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

(1) 受付期間

令和6年4月10日（水）から令和6年4月22日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の8時30時から17時まで（郵送の場合は必着）

(2) 受付場所

3（3）イと同じ

(3) 回答方法

質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 閲覧期間

令和6年4月10日（水）から令和6年5月13日（月）10時まで

イ 閲覧場所

越前市ホームページ【入札情報】に掲載

7 入札書の提出及び開札

(1) 入札書提出日時

令和6年5月13日（月）午前10時

(2) 提出場所

越前市役所 4階 会議室4-1（越前市府中一丁目13-7）

(3) 開札日時

入札書受付後、直ちに行う。

(4) その他

入札書の提出にあたっては、入札参加資格確認通知書を持参すること。

8 入札の方法及び落札者の決定等

(1) 入札回数は2回を限度とする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に、消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(3) 契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額とする。

9 入札保証金

入札保証金（入札者が見積もった契約金額の100分の5以上の金額）は、越前市契約規則（平成17年越前市規則第54号）第6条から第7条の3までの規定に基づき、入札書提出までに納付又は担保を提供するものとする。ただし、同規則第8条に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

10 契約保証金

契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）は、越前市契約規則第25条及び第25条の2の規定に基づき、契約締結までに納付又は担保等を提供するものとする。ただし、同規則第26条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

1.1 参加資格の取消

4（1）の確認通知の後において、入札参加資格があると認められた者（共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。

- （1）地方自治法施行令第167条の4に該当するに至ったとき。
- （2）3（1）に掲げる書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- （3）越前市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領（平成17年10月1日施行）の規定による指名停止又は指名除外措置を受けたとき。

1.2 契約書作成の要否

必要

1.3 支払条件

（1）令和6年10月1日から令和11年9月30日までの賃貸借契約により、分割払い（15回・四半期ごとの支払い）として支払う。支払いは、使用月の翌月初めに受注者の請求をもって受理した日から30日以内に支払うものとする。

（2）前払金

なし

1.4 入札の無効

越前市契約規則第15条に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

- （1）入札参加資格の確認を受けていない者
- （2）入札参加資格の有無に係る確認の申請において虚偽の申請を行った者
- （3）開札時点で入札参加資格を欠くに至った者
- （4）入札公告、現場説明書及び入札心得において示した条件に違反した者

1.5 入札の延期等

下記のいずれかに該当するときは、当該入札を延期、中止又は内容を変更するものとする。

- （1）入札参加資格があると認められるものがいなかったとき。
- （2）入札参加資格があると認められた者全員が辞退したとき。
- （3）事故が発生したとき。
- （4）不正な行為等の疑いにより公正な入札の執行を阻害されるおそれのあるとき又は阻害されたと認めるとき。

1.6 その他

リース会社を含めた3者契約とする場合には、落札後にリース会社申請書を提出すること。

1.7 問い合わせ先

不明な点については、下記まで問い合わせること。

入札担当課	総務部 財産管理課	電話 0778-22-3062
契約担当課	総合政策部 デジタル政策課	電話 0778-22-3061